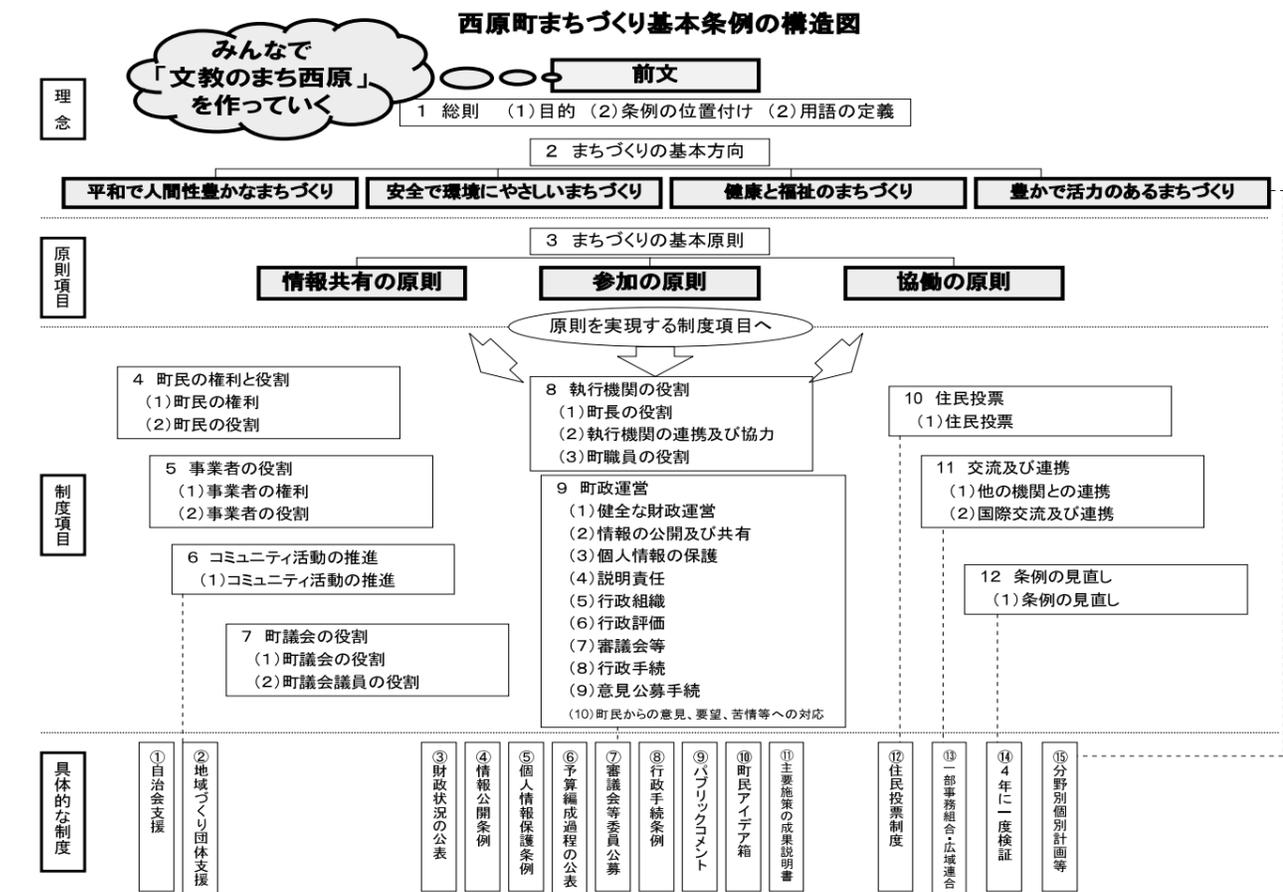


～町民のみなさんと議会・行政が協働で西原町のまちづくりを進めるためのルール～



**前文**

わたしたちのまち西原町は、沖縄本島東部海岸における中部と南部の接点に位置し、西原富士と呼ばれる運玉森を望む緑豊かなまちです。

古くは首里王府の北（琉球語で北のことをニシという）の直轄領地としての歴史があり、サトウキビ作を主体とした純農村地帯から、近年は住宅団地の形成、工業や商業施設の立地等により活力あるまちへと発展してきています。一方、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため恒久平和の実現に努めてきました。そのような中において、昭和57年度以来「文教のまち西原」をまちの将来像に掲げ、人づくり、まちづくりを進めてきており、今後、常に新時代の潮流を見極め、西原町をとりまく国内外の社会情勢の変化に対応しうるまちづくりが求められています。

そこで、わたしたちは、これまで先人が築いてきた地域資源や伝統文化を受け継ぎ、より暮らしよくするとともに軍事基地のない平和で豊かな未来を次の世代へつなげるため、と

**1 総則**

**(1) 目的**

この条例は、西原町におけるまちづくりの基本的な事項を明らかにするとともに、町民、事業者、町議会、執行機関の役割を定めることにより、共に手を携えて平和で豊かな地域社会を築くことを目的とするものとする。

**(2) 条例の位置づけ**

この条例は、まちづくりの基

西原町まちづくり基本条例(要綱案)

要綱案は、条例の内容をこうしてもらいたいという意味合いのものなので、文章の語尾はすべて「〇〇とすること。」「という表現となつていきます。条例案では変わります。

西原町まちづくり基本条例(要綱案)の内容

前文	目指すまちづくりを明らかにしています。
1 総則	条例の目的、位置付け、用語の定義を定めています。
2 まちづくりの基本方向	4つの基本方向を示しています。
3 まちづくりの基本原則	3つの基本原則を定めています。
4 町民の権利と役割	まちづくりにおける町民の権利と役割を定めています。
5 事業者の権利と役割	まちづくりにおける事業者の権利と役割を定めています。
6 コミュニティ活動の推進	各種団体に関することを定めています。
7 町議会の役割	議会と議員の役割を定めています。
8 執行機関の役割	町長と職員の役割、執行機関内の連携について定めています。
9 町政運営	財政運営、情報公開、行政評価、審議会等について定めています。
10 住民投票	住民投票について定めています。
11 交流及び連携	他の機関との連携や国際交流について定めています。
12 条例の見直し	条例見直しの手続きについて定めています。

※条例は、平成24年4月1日の施行を目指しています。

町民会議の詳しい内容については、町ホームページをご覧ください。  
 (トップページ) ↓ 「役場情報・各課情報」  
 ↓ 「施政方針・計画」 ↓ 「西原町まちづくり基本条例」

今後は、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見を踏まえて条例案を作成し、平成24年3月定例議会に議案として上程する予定です。

※パブリックコメントとは、町がまちづくりに関する重要な条例や計画を定めようとするときに、その案をよりよいものにするために、広く町民から意見を公募する制度です。



町民会議の様子

「西原町まちづくり基本条例(要綱案)」の内容について、みなさまのご意見をお聞かせください。

【募集期間】  
1月10日(火)～1月27日(金)

【閲覧場所】  
総務部企画財政課窓口、町中央公民館、町立図書館、町ホームページ

【提出方法】  
所定の意見用紙(閲覧場所、町ホームページにあり)を持参、郵送、FAX、メールのいずれかで提出してください。任意の様式でもかまいませんが、住所と氏名を必ずご記入ください。

【意見のお取扱い】  
いただいたご意見及び町の考え方は、ホームページ等で公表する予定です。その際に個人名を掲載することはありません。

【提出・お問い合わせ】  
西原町役場総務部企画財政課  
〒903-0220 西原町字嘉手苅112  
TEL 945-4533  
FAX 946-6086  
メールアドレス  
r111@town.nishihara.okinawa.jp  
町ホームページ  
http://www.town.nishihara.okinawa.jp/ (トップページ) お知らせ)

西原町まちづくり基本条例(要綱案)が  
おどまってきました。

時代の変化に対応し、町民のみなさんと議会・行政が協働で西原町のまちづくりを進めるため、町では「西原町まちづくり基本条例」の準備を進めてきました。

昨年5月に開催したまちづくり町民講座を皮切りに、これまで、町民22名、議員6名、職員6名、琉球大

学学生6名の総勢40名が参加する「まちづくり基本条例を考える町民会議」で内容が検討され、このたび条例の要綱案がまとまりました。(次ページ以降に全文を掲載)